

2 中小企業技術革新制度（日本版SBIIR制度）

(1) 制度の概要

ア 日本版SBIIR制度導入の経緯

米国では、イノベーションの創出のため、1982年（昭和57年）から、政府が必要とする技術の研究開発を行っている中小企業に補助金を交付し、事業化を支援するSBIIR（Small Business Innovation Research）制度が導入されており、開発された技術（製品）の調達につなげている。

我が国は、平成10年、この米国のSBIIR制度を参考に、日本版SBIIR制度を導入している。

なお、日本版SBIIR制度の根拠法は、新事業創出促進法（平成10年法律第152号）であったが、同法は平成17年4月に廃止され、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）に統合された（注）。

（注） 中小企業新事業活動促進法は、平成28年6月に改正され、法律名は中小企業等経営強化法となった。本結果報告書における法律名及び用語の定義については、改正前の中小企業新事業活動促進法に基づいて記載している。

イ 日本版SBIIR制度の概要

日本版SBIIR制度とは、中小企業者等を対象に技術開発からその成果を利用した事業化までを一貫して支援するものである。

具体的には、①国等（注1）が、研究開発のための補助金・委託費等（注2）の中から、中小企業者等に交付することができ、かつ、中小企業者等がその成果を利用した事業活動を行うことができるものを特定補助金等として指定し、②中小企業者等に競争的に応募させ、その中から優れているものとして採択された中小企業者等に特定補助金等を交付するとともに、③中小企業者等は、その研究開発成果の事業化に当たって、図表4-2-①のとおり、特別貸付等の6つの支援措置を受けることができる制度である。また、国等は、販路開拓の支援を行うよう努めることとされている。

（注） 1 国等とは、国及び独立行政法人並びにその他特別の法律によって設立された法人をいう。

2 補助金・委託費等とは、新技術に関する研究開発のための補助金、委託費及びその他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

本制度は、中小企業庁が所管しているが、所管機関（国の行政機関及び独立行政法人）が実施している補助事業を日本版SBIIR制度の特定補助金等として指定する横断的な制度であり、平成28年4月現在、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の7省が参加している。なお、平成26年度に特定補助金等に指定された事業は111事業、実績額は約386億円となっている。

図表4-2-① 事業化支援策の概要

事業化支援策	支援策の概要																			
日本政策金融公庫の特別貸付	<p>日本政策金融公庫の新事業育成資金等について特別な利率で貸付けを受けることが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新事業育成資金（貸付限度：6億円） ○ 女性、若者、シニア起業家支援資金（貸付限度：中小企業事業7億2,000万円、国民生活事業7,200万円） ○ 新規開業支援資金（貸付限度：7,200万円） ○ 新事業活動促進資金（貸付限度：7,200万円） ○ 食品貸付（貸付限度：7,200万円） 																			
特許料等の減免	<p>特定補助金等の交付を受けて行う研究開発事業の成果である特許について、審査請求手数料及び特許料（第1年から第10年まで）が半額</p> <p>【参考：減免措置を受けない場合の通常の料金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査請求手数料：118,000円＋（請求項の数×4,000円） ○ 特許料 （平成16年3月31日までに審査請求をした出願） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1年から第3年まで：毎年、10,300円に1請求項につき900円を加えた額 ・ 第4年から第6年まで：毎年、16,100円に1請求項につき1,300円を加えた額 ・ 第7年から第9年まで：毎年、32,200円に1請求項につき2,500円を加えた額 ・ 第10年から第25年まで：毎年、64,400円に1請求項につき5,000円を加えた額 （平成16年4月1日以降に審査請求をした出願） <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1年から第3年まで：毎年、2,100円に1請求項につき200円を加えた額 ・ 第4年から第6年まで：毎年、6,400円に1請求項につき500円を加えた額 ・ 第7年から第9年まで：毎年、19,300円に1請求項につき1,500円を加えた額 ・ 第10年から第25年まで：毎年、55,400円に1請求項につき4,300円を加えた額 																			
中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）の特例	<p>中小企業信用保険制度のうち、新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大や担保・第3者保証人が不要な特別枠を利用することが可能（下表参照）</p> <table border="1" data-bbox="507 1283 1412 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="507 1283 906 1323">区分</th> <th data-bbox="906 1283 1150 1323">一般中小企業者</th> <th data-bbox="1150 1283 1412 1323">中小企業者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 1323 719 1361" rowspan="2">債務保証限度額</td> <td data-bbox="719 1323 906 1361">個人・法人</td> <td data-bbox="906 1323 1150 1361">2億円</td> <td data-bbox="1150 1323 1412 1361">3億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="719 1361 906 1400">組合等</td> <td data-bbox="906 1361 1150 1400">4億円</td> <td data-bbox="1150 1361 1412 1400">6億円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="507 1400 906 1438">うち無担保枠</td> <td data-bbox="906 1400 1150 1438">5千万円</td> <td data-bbox="1150 1400 1412 1438">7千万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="507 1438 906 1473">うち無担保・第3者保証人不要枠</td> <td data-bbox="906 1438 1150 1473">適用なし</td> <td data-bbox="1150 1438 1412 1473">2千万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		一般中小企業者	中小企業者等	債務保証限度額	個人・法人	2億円	3億円	組合等	4億円	6億円	うち無担保枠		5千万円	7千万円	うち無担保・第3者保証人不要枠		適用なし	2千万円
区分		一般中小企業者	中小企業者等																	
債務保証限度額	個人・法人	2億円	3億円																	
	組合等	4億円	6億円																	
うち無担保枠		5千万円	7千万円																	
うち無担保・第3者保証人不要枠		適用なし	2千万円																	
中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）の特例	<p>i) 資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合、ii) 資本の額が3億円を超える株式会社が事業活動を実施するために必要とする資金を調達する場合であっても、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることが可能</p>																			
公共調達における入札参加機会の拡大	<p>参加しようとする入札物件等の分野における技術力を証明できれば、入札参加資格のランクや過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能</p>																			
「SBI R特設サイト」における事業PR	<p>独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する、中小企業支援ポータルサイト「J-Net21」内の「SBI R特設サイト」において、研究開発成果やその事業化情報などを自由に掲載しPRすることが可能</p>																			

(注) 1 当省の調査結果による。

2 特許料等の減免における年数は、特許権の設定登録日から起算する。

ウ 日本版S B I R制度と米国のS B I R制度

日本版S B I R制度は、米国のS B I R制度を参考に創設されたが、図表4-2-②のとおり、参加省庁、予算及び支援の枠組みに相違点がある。

特に、支援の枠組みについて、日本版S B I R制度では、開発製品の初期需要を創出するための随意契約による優先的な政府調達の実施されていない。これを実施するためには、会計法（昭和22年法律第35号）（注1）の改正が必要となるが、補助金を交付した中小企業者等を対象に更に優先的な政府調達を行うことについて、公平性、有効性、経済性及び競争性の観点からの説明が難しいとの指摘がある。

なお、米国のS B I R制度で導入されている多段階選抜方式（注2）については、日本版S B I R制度では、「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）において、研究開発予算のうち一定割合又は一定額について導入目標の設定を検討することとされたが、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）では、目標の設定に関する記載はない（注3）。

- （注）
- 1 会計法第29条の3第1項において、「契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。」とされている。
 - 2 多段階選抜方式とは、特定補助金等において複数の段階を設け、最初の段階で研究開発又は事業化の実現可能性についての調査・検討（F/S）等を実施し、段階を移行する際に事業者の選抜を行うことを前提として審査を行う方式をいう。
 - 3 「第4期科学技術基本計画」を踏まえ、中小企業庁が実施したS B I R段階的競争選抜技術革新支援事業では、多段階選抜方式の導入事業を平成30年度までに10事業とする目標に対し、25年度で11事業となっている。また、日本版S B I R制度の参加省庁で構成される中小企業技術革新制度連絡会議において、平成27年3月27日付で「多段階選抜方式の導入に向けたガイドライン」が策定されている。

図表4-2-② 日本版S B I R制度と米国のS B I R制度

区分	米国のS B I R制度	日本版S B I R制度
開始年	1982年	1998年
参加省庁	11省庁（農務省、商務省、国防総省、教育省、エネルギー省、国土安全保障省、運輸省、保健福祉省、環境庁、航空宇宙局、全米科学財団）	7省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省。平成28年4月現在）
予算	年間外部研究開発予算が1億ドル以上の省庁に、その2.5%をS B I Rに拠出することを義務化	毎年、支出目標額を閣議決定 目標額は、各省庁が中小企業向け支援に配慮する旨宣言した既存の補助金等の総額
支援の枠組み	<p><u>多段階選抜方式を統一的に実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・選抜の第1段階（事前調査・検討（F/S）） 10万ドル、6～12か月（倍率約6倍） ・選抜の第2段階（研究開発（R&D）） 75万ドル、2年程度（倍率約3倍） ・選抜の第3段階（商業化） <p>優先的な政府調達（又は民間ベンチャーキ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研究開発支援 参加省庁が研究開発のための補助金や委託費等を指定し、各制度で支援 ・事業化支援 上記の研究開発支援を受けた事業者に、以下の事業化支援措置を実施 <p>① 日本政策金融公庫の特別貸付</p>

	<p>ベンチャーへ紹介)を実施</p>	<p>② 特許料等の減免 ③ 中小企業信用保険法の特例 ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例 ⑤ 公共調達における入札参加機会の拡大 ⑥ 「SBI R特設サイト」における事業P R</p>
--	---------------------	--

(注) 内閣府の公表資料(総合科学技術・イノベーション会議に設置された第5回基本計画専門調査会における配布資料)及び当省の調査結果に基づき、作成した。

なお、科学技術基本計画における政府調達及び多段階選抜方式に関連する記載は、図表4-2-③のとおりである。

図表4-2-③ 科学技術基本計画における政府調達及び多段階選抜方式に関連する記載

区分	政府調達	多段階選抜方式
第2期科学技術基本計画 (平成13年3月30日閣議決定)	・政府調達、社会的規制等は、技術革新を促す側面を有しているため、その適切かつ効果的な活用を図る。	-
第3期科学技術基本計画 (平成18年3月28日閣議決定)	・公的調達を通じた新技術の活用促進は、研究成果の社会還元促進の観点からも重要 ・公的部門は、透明性及び公平性の確保を前提に総合評価落札方式等の技術力を重視する入札制度を活用すること等により、新技術の現場への導入を積極的に検討することが期待される。	-
第4期科学技術基本計画 (平成23年8月19日閣議決定)	-	・中小企業技術革新制度における多段階選抜方式の導入を推進する。このため、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。
第5期科学技術基本計画 (平成28年1月22日閣議決定)	・国は、公共部門における新技術を用いた製品の調達において、透明性及び公正性の確保を前提に、総合評価落札方式等の技術力を重視する入札制度の一層の活用を促進し、イノベーション創出に貢献し得る中小・ベンチャー企業の入札機会の拡大を図るとともに、必要な措置を講ずる。	-

(注) 1 科学技術基本計画に基づき、当省が作成した。
2 日本版SBI R制度の創設以前に策定された「第1期科学技術基本計画」については、本表に掲載していない。
3 「-」は、政府調達に関連する記載がないこと、多段階選抜方式に関連する記載がないことを示している。

(2) 調査結果

今回、日本版SBI R制度について調査した結果は、以下のとおりである。

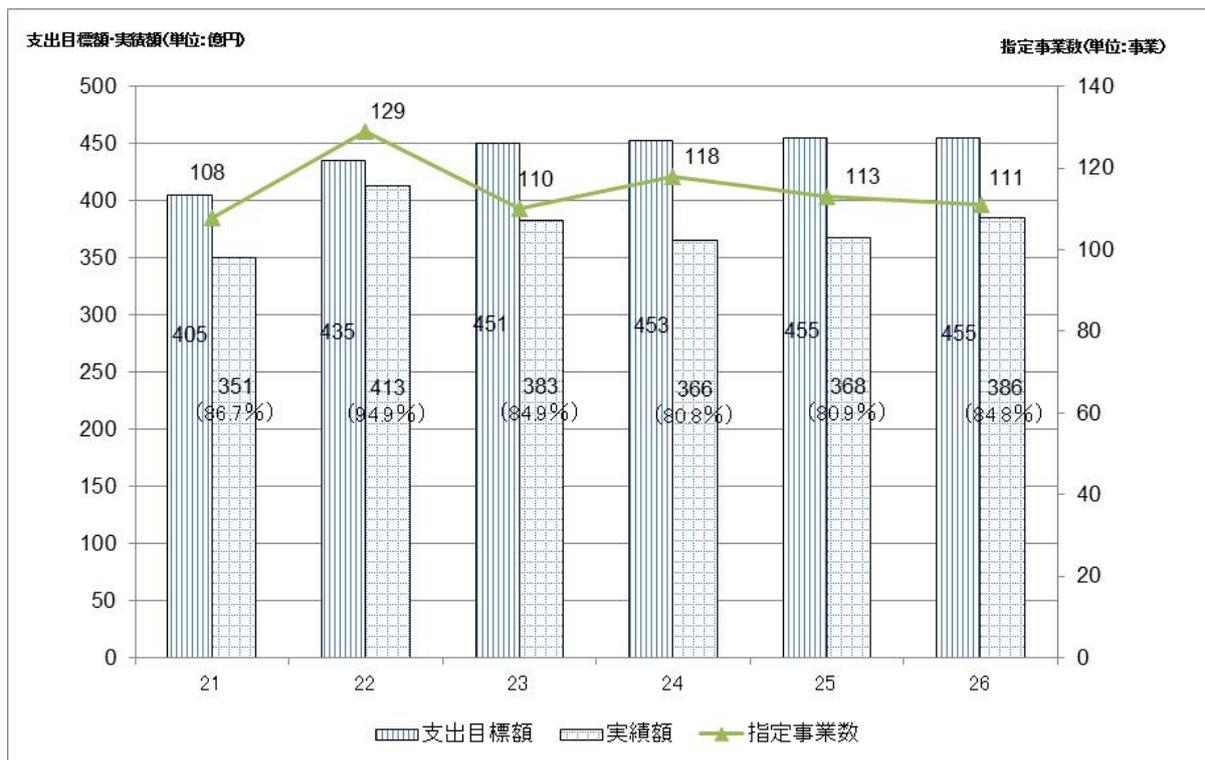
ア 日本版SBI R制度における特定補助金等の実績額、事業化支援措置及び販路開拓支援の状況

(7) 特定補助金等の実績額の推移

国は、中小企業新事業活動促進法に基づき、毎年度、中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針(以下「交付の方針」という。)を閣議決定し、特定補助金等の支出目標額を定めている。平成21年度から26年度までの支出目標額に占める実績額の割合は、図表4-2-④のとおり、80%から95%までの間で推移している。

また、特定補助金等に指定された事業数は、平成21年度から24年度にかけて増減を繰り返し、24年度から26年度にかけては、118事業から111事業へと7事業減少している。

図表4-2-④ 特定補助金等の実績額の推移 (平成21~26年度)



(注) 1 当省の調査結果による。
2 () 内は、支出目標額に占める実績額の割合である。

(イ) 事業化支援措置の利用状況

特定補助金等の交付を受けた中小企業者等は、前述のとおり、特別貸付等の6つの事業化支援措置を受けることができる。

中小企業庁は、6支援措置のうち4支援措置（日本政策金融公庫の特別貸付、特許料等の減免、中小企業信用保険法の特例及び中小企業投資育成株式会社法の特例）について、支援の開始時点からの利用件数を集計している。

平成24年度までに特定補助金等の交付を受けた中小企業者34,000者（注）を母数とした場合の4支援措置の利用率は、図表4-2-⑤のとおり、①日本政策金融公庫の特別貸付1.7%（利用件数584件）、②特許料等の減免0.0%（利用件数208件）、③中小企業信用保険法の特例0.0%（利用件数2件）、④中小企業投資育成株式会社法の特例0.0%（利用件数2件）となっている。

事業化支援措置の利用件数が少ない背景には、中小企業者等が事業化の段階に至っていない、同種類別の支援制度がある、一部の特定補助金等の公募要領に支援措置が記載されていなかったことなどが考えられる（後述イ(イ)参照）。

（注） 特定補助金等を交付された中小企業者数について、中小企業庁は、平成28年7月時点で、平成25年度及び26年度の実績を集計中であるため、24年度までの実績を用いている。また、同庁が把握している当該中小企業者数は概数である。

図表4-2-⑤ 事業化支援措置の利用状況

（単位：件、%）

事業化支援措置	日本版S B I R制度に盛り込まれた時期 (a)	利用件数（期間）	利用率
日本政策金融公庫の特別貸付	平成14年度	584（12年）	1.7
特許料等の減免	平成16年度	208（10年）	0.0
中小企業信用保険法の特例	平成10年度	2（16年）	0.0
中小企業投資育成株式会社法の特例	平成10年度	2（16年）	0.0

（注） 1 当省の調査結果による。
2 「利用件数」欄の期間は、各事業化支援措置について、(a)欄の年度から平成26年度までの期間であり、利用件数は当該期間のものである。また、利用件数は、1者で2件以上利用しているものを含んでいる。
3 利用率は、利用件数を中小企業者数の34,000で除したものであり、小数点第2位以下は四捨五入している。

（ウ） 販路開拓支援の実施状況

交付の方針では、国等は、中小企業者等の技術開発だけにとどまらず、販路開拓の支援を行うよう努めることとされている。

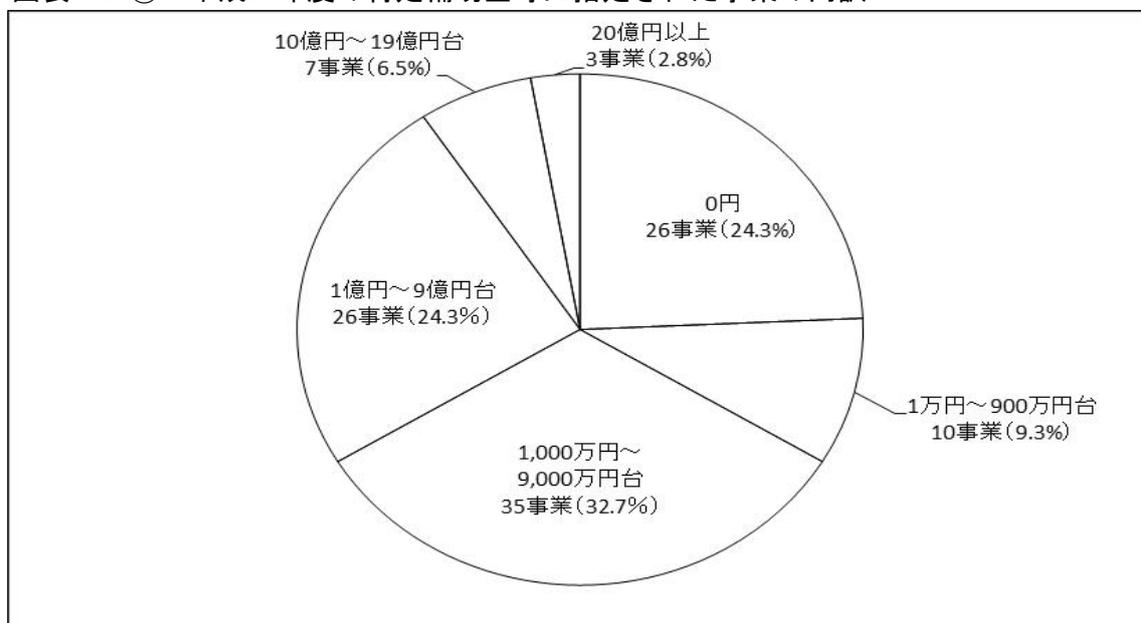
日本版S B I R制度における販路開拓支援は、特定補助金等の事業の中で個別に実施されている（個別の実施状況は、後述イ(ウ)参照）。

イ 個別の特定補助金等の実施状況

日本版S B I R制度の特定補助金等に指定されている個別事業では、中小企業者等による研究成果が出るまでに一定の期間が必要であるため、今回の調査では、中小企業者等が特定補助金等の交付を受けてから5年を経過した平成21年度の事業を対象にすることとした。

平成21年度に特定補助金等に指定された事業は108事業であり、その実績額は、図表4-2-⑥のとおり、1,000万円から9,000万円台までの事業が35事業（32.7%）、1億円から9億円台までの事業が26事業（24.3%）となっている。

図表4-2-⑥ 平成21年度の特定補助金等に指定された事業の内訳



- (注) 1 当省の調査結果による。
2 平成21年度の特定補助金等の指定事業数は108事業だが、経済産業省の特定補助金等のうち、「産業技術研究開発委託費のうち中小・ベンチャー企業の検査点計測機器等の調達に向けた実証研究事業に係るもの」と「産業技術研究開発委託費のうち中小企業等製品性能評価事業に係るもの」の2事業の特定補助金等の実績額が合計値で取りまとめられており、区分されていない。このため、本表においては、当該2事業を一つの事業としていることから、特定補助金等の指定事業数の合計が107事業となっている。
3 () 内は、特定補助金等の指定事業数の合計107事業に占める各区分の指定事業数の割合である。また、小数点第2位以下を四捨五入しているため、同数値の合計は100とならない。

特定補助金等に指定されている個別事業は、所管機関の担当局課の単位で実施されているため、108事業の全てを調査することは効率的でないことから、図表4-2-⑦のとおり、13事業を抽出して調査することとした（注1、2）。また、これら13事業を受託した中小企業者等の中から、事業ごとに1者ずつ計13中小企業者等を抽出して調査した（注3）。

(注) 1 13事業の抽出方法は、国の行政機関及び独立行政法人が所管している特定補助

金等の事業の中から、それぞれ実績額が最も大きいものを抽出した。

ただし、経済産業省の所管事業については、実績額が最も大きい事業（事業9）のほか、もう1事業（事業8）についても、多額の実績を占めていたため、同2事業を抽出した。また、同省所管の3独立行政法人及び1民間法人については、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の事業が多額の実績を占めていたため、同機構の所管事業のうち、実績額が最も大きな1事業（事業10）を抽出し、その他の2独立行政法人及び1民間法人からは、調査対象とする事業は抽出していない。

2 13事業の合計実績額（約176億円）は、平成21年度の特定補助金等108事業の合計実績額（約351億円）の50.1%を占めている。

3 13中小企業者等の抽出方法は、平成27年12月1日現在で存在している中小企業者等のうち、調査への協力が得られ、特定補助金等の交付実績額がより大きな者を抽出した。

図表4-2-⑦ 調査対象とした13事業の実績額等

（単位：事業、百万円）

行政機関名 所管の独立行政法人 (国立研究開発法人) 等	指定 事業 数	合計 実績額	調査対象事業		実績額
			事業 番号	事業名	
総務省	6	1,849	事業1	電波資源拡大のための研究開発に係る委託費(以下、図表で「事業1」という。)	1,051
国立研究開発法人 情報通信研究機構	5	1,222	事業2	民間基盤技術研究促進制度に係る委託費(以下、図表で「事業2」という。)	1,045
文部科学省	3	149	事業3	安全・安心科学技術プロジェクトに係る委託費(以下、図表で「事業3」という。)	75
国立研究開発法人 科学技術振興機構	5	3,778	事業4	独創的シーズ展開事業に係る委託費のうち委託開発に係るもの(以下、図表で「事業4」という。)	1,142
国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研 究所(厚生労働省所管)	3	1,248	事業5	医薬品・医療機器実用化研究支援事業に係る委託費(以下、図表で「事業5」という。)	785
農林水産省	10	1,064	事業6	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業に係る委託費(以下、図表で「事業6」という。)	832
国立研究開発法人農 業・食品産業技術総合 研究機構	2	489	事業7	イノベーション創出基礎的研究推進事業に係る委託費(以下、図表で「事業7」という。)	299
経済産業省	16	14,830	事業8	地域イノベーション創出研究開発事業に係る委託費(以下、図表で「事業8」という。)	2,485
			事業9	戦略的基盤技術高度化支援事業に係る委託費(以下、図表で「事業9」という。)	5,027
国立研究開発法人新 エネルギー・産業技術 総合開発機構	50	9,893	事業 10	産業技術研究助成事業に係る交付金(以下、図表で「事業10」という。)	4,355
独立行政法人情報処 理推進機構	1	49	-	-	-
独立行政法人石油天 然ガス・金属鉱物資源 機構	1	0	-	-	-
全国中小企業団体中	1	5	-	-	-

央会（同省所管の民間法人）					
国土交通省	1	19	事業11	建設技術研究開発助成制度に係る補助金（以下、図表で「事業11」という。）	19
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1	44	事業12	運輸分野における基礎的研究推進制度に係る委託費（以下、図表で「事業12」という。）	44
環境省	3	485	事業13	地球温暖化対策技術開発事業に係る委託費及び助成金（以下、図表で「事業13」という。）	433
合計	108	35,124	13事業		17,592

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「実績額」欄の数値は、10万円台以下の数値は四捨五入している。「合計実績額」欄の数値は、各省等における平成21年度の特定補助金等の実績額（10万円台以下の数値を四捨五入したもの）の合計値である。
3 「-」は、調査対象としていないことを示している。

これら13事業における事業化等の状況、事業化支援措置の活用状況及び販路開拓支援の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。

(7) 事業化等の状況

a 事業化率及び特定補助金等交付額対売上高比率

交付の方針では、平成24年度以降、国等は、特定補助金等の事業終了後の補完研究や事業化等の状況について把握に努めることとされている。

本制度は、中小企業者等の技術開発から事業化までを一貫して支援する制度であるが、所管機関の事業化への関心は必ずしも高いとはいえず、調査対象13事業うち中小企業者等の個別案件の事業化の状況が把握されていたものは6事業、売上高が把握されていたものは5事業であった。

これらの把握の結果を用い、①事業化率、②特定補助金等の交付額に対する開発された製品等の売上高の割合（以下「特定補助金等交付額対売上高比率」という。）をみたところ、図表4-2-⑧のとおり、事業化率は0%から88.9%まで、特定補助金等交付額対売上高比率は0から0.1までとなっている。

図表4-2-⑧ 13事業の事業化率及び特定補助金等交付額対売上高比率

(単位：件、%、百万円)

区分	事業化の状況			売上高の状況		
	採択案件数 (a)	事業化に至った案件数(b)	事業化率 (b)/(a)	特定補助金等の交付額(c)	売上高(d)	特定補助金等交付額対売上高比率(d)/(c)
事業1	7	-	-	1,051	-	-
事業2	9	8	88.9	1,045	※	※
事業3	3	-	-	75	-	-
事業4	17	2	11.8	1,142	0.1	0.0

事業5	3	1	33.3	785	70	0.1
事業6	178	-	-	832	-	-
事業7	32	-	-	299	-	-
事業8	157	-	-	2,485	-	-
事業9	163	-	-	5,027	-	-
事業10	315	0	0.0	4,355	0	0.0
事業11	40	0	0.0	19	0	0.0
事業12	5	2	40.0	44	-	-
事業13	5	-	-	433	-	-

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 国立研究開発法人情報通信研究機構は、事業2について、事業受託者との売上納付契約によって売上高を把握しているが、同契約では、第三者に売上高を開示することの了承を得ていないとして、本調査では売上高に係る回答を得られなかった。
3 国立研究開発法人科学技術振興機構は、事業4について、事業実施料収入（売上高の一部）を把握しており売上高は把握していない。このため、同機構の「売上高」欄は実施料収入の金額を記載している。
4 「-」は、事業の所管機関において不明であることを示している。

b 中小企業者等の調査結果

調査対象13中小企業者等の研究開発は、図表4-2-⑨のとおり実施されており、特定補助金等の交付額は合計で10億6,980万円となっている。

13中小企業者等のうち、8中小企業者等で事業化に至り、4中小企業者等で売上高を計上している。中には4年間で28億円の売上高を計上している中小企業者等もみられた。また、7中小企業者等では、特許権を取得していた。

図表4-2-⑨ 調査対象13中小企業者等における研究開発等

(単位：千円)

受託事業	研究開発の内容	特許取得の有無	事業化の有無	売上高
事業1	無線リソースの効率的な利用等の技術に係る研究開発等	○	○	-
事業2	非圧縮映像信号に係る技術の国際標準化等	○	○	2,813,000 (平成23年度～26年度)
事業3	化学兵器テロが発生した場合の屋内の被害状況の予測に係るシステムの開発	-	○	年間10,000
事業4	抗ヘルペス軟膏薬の開発	○	-	-
事業5	人工骨の開発	○	○	-
事業6	水産品の通電加熱装置の開発	○	○	-
事業7	BSE等プリオン病の発症前診断を可能とする診断技術の開発	-	-	-
事業8	蚊の針に似せた高い性能を持つ縫合針の研究開発	○	○	2,500 (平成22年度～26年度)
事業9	高機能で大容量の半導体デバイスに必要な微小なハンダボールを取り扱う要素技	-	○	年間300,000

	術等の開発			
事業 10	高純度原料シリコンの製造技術の開発	-	-	-
事業 11	土木事業における木材の利用技術等の開発	-	-	-
事業 12	蓄熱・熱回収型バラスト水処理装置の開発	-	-	-
事業 13	各種バイオマスから水素を合成する技術等の開発	○	○	-
合計		7	8	-
13事業における特定補助金等の交付額の合計		1,069,800		

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「-」は、「特許取得の有無」欄では特許を取得していないこと、「事業化の有無」欄では事業化に至っていないこと、「売上高」欄では売上高を計上していないことを示している。

(イ) 事業化支援措置の活用状況

調査対象13中小企業者等では、日本版SBI R制度の事業化支援措置を活用していなかった。

事業化支援措置を活用していない理由としては、まだ事業化の段階に至っていないこと（5中小企業者等）、同種類別の支援制度を活用していること（2中小企業者等）（注1）、平成21年度当時の公募要領（注2）に同支援措置に関する記載がなかったこと（5中小企業者等）などが考えられるが、13中小企業者等からは、同支援措置を活用していないことによる具体的支障に関する意見はなかった。

- (注) 1 同種類別の支援制度を活用している2中小企業者等は、特許料の減免措置を受けているものであるが、中小企業者等が受けることのできる特許料等の減免措置には、①特許法（昭和34年法律第121号）第109条及び第195条の2に基づく所得税非課税者・非課税法人等を対象とするもの、②旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に基づく研究開発型中小企業を対象とするもの、③産業技術力強化法第17条に基づく大学等、大学等の研究者を対象とするもの（アカデミック・ディスカウント）、④同法第18条に基づく研究開発型中小企業を対象とするもの（日本版SBI R制度は本措置）、⑤産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第75条に基づく中小ベンチャー企業・小規模企業等を対象とするもの、⑥中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成18年法律第33号）に基づく研究開発型中小企業を対象とするもの、⑦特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成24年法律第55号）に基づく研究開発型中小企業を対象とするものがある。
2 平成27年度の交付の方針では、各事業の公募要領に事業化支援措置に関する記載を行うこととされている。

(ウ) 販路開拓支援の実施状況

a 調査対象13事業における販路開拓支援の実施状況

調査対象13事業における販路開拓支援の実施状況は、図表4-2-⑩のとおり、実施10事業、不明2事業、未実施1事業となっている。販路開拓支援を実施している10事業の内訳は、展示会が9事業、展示会よりも規模が比較的小さな研究成果発表会が4事業、技術の認定、実証、情報提供

等が3事業、成果事例集の作成が2事業となっている。

これらの販路開拓支援の実績については、展示会を実施している9事業のうち2事業で商談件数が把握されていた。

図表4-2-⑩ 所管機関による販路開拓支援の実施状況

区分	事業数	実施している場合、支援の種類(該当事業数)	該当事業	展示会を実施している場合、その内容	
				①名称、②対象、③出展者数(注4)、④その他	実績
実施	10	展示会への出展(9事業)	事業1	①マイクロウェーブ展、②関係者及び一般者、③約500(平成27年度)、④研究成果発表会を同じ会場で開催	-
			事業2	①CEATEC JAPAN、②関係者及び一般者、③83(平成27年度)、④-	7件の商談あり(平成25年度)
			事業3	①テロ対策特殊装備展、②最適なテロ対策を求める危機管理の枢要幹部、③133(平成27年度)、④-	-
			事業4	①イノベーションジャパン、②関係者及び一般者、③505(平成25年度)、④科学技術振興機構(JST)の研究成果を展示するJSTフェアを同じ会場で開催	-
			事業6	①アグリビジネス創出フェア、②関係者及び一般者、③174(平成27年度)、④-	-
			事業7	事業6と同じ	-
			事業10	①若手研究 Grant 技術公開説明会、②関係者及び一般者、③15(平成21年度)、④-	延べ86社が出展者を来訪。そのうち12社が商談(平成21年度)
			事業12	①基礎的研究成果発表会、②関係者及び一般者、③6(平成22年度)、④展示会と研究成果発表会を同時に開催	-
			事業13	①エコプロダクツ、②関係者及び一般者、③702(平成27年度)、④-	-
		研究成果発表会(4事業)	事業1	-	-
			事業7	-	-
			事業11	-	-
			事業12	-	-
		技術の認定、実証、情報提供等(3事業)	事業6	-	-
事業11	-		-		
事業13	-		-		
成果事例集(2事業)	事業7	-	-		
	事業10	-	-		
不明	2	-	事業8	-	-
			事業9	-	-
未実施	1	-	事業5	-	-

(注) 1 当省の調査結果による。

2 経済産業省は、各経済産業局に、販路開拓支援の実施を委ねており、全国の実施状況については承知していない。このため、同省が所管する2事業(事業8、9)における販路開拓支援の実施状況は不明である。

- 3 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が所管する1事業（事業5）では、販路開拓支援は実施されていない。同研究所は、その理由について、展示会等の実施が、未承認の医薬品の広告を禁止した医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に違反するおそれがあるためとしている。
- 4 「出展者数」は、特定補助金等を受託した中小企業者等以外の事業者を含んでいる。
- 5 「-」は、「実績」欄では実績が把握されていないこと、その他の欄では該当するものがないことを示している。

b 中小企業者等の調査結果

調査対象13中小企業者等が受けた販路開拓支援の状況は、図表4-2-⑪のとおり、7中小企業者等で支援を受けていた。

また、7中小企業者等から販路開拓支援の充実に関する意見があり、その内容は、①展示会に関するもの(3中小企業者等)、②販路開拓全般に関するもの(1中小企業者等)、③成果事例集に関するもの(1中小企業者等)、④費用の助成に関するもの(2中小企業者等)となっている。中には、農林水産省の事業（事業6）を受託した中小企業者等から、同省が開催した展示会が売上げに結び付いたため、展示会の更なる充実を求める意見がみられた。

展示会については、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、毎年度、大規模な展示会（「新価値創造展」）を実施しており、図表4-2-⑫のとおり、平成27年度では、約5万人の来場者数があり、出展1者当たり6.5件の商談が行われている。同機構では、日本版SBI R制度の所管機関が、機構の実施している展示会に中小企業者等の出展を推薦するなどして、販路開拓支援を充実させることは可能ではないかとしている。

図表4-2-⑪ 調査対象13中小企業者等への販路開拓支援の実施状況

受託事業	所管機関による販路開拓支援の実施状況		販路開拓支援の充実を求める国への意見	
	有無	無の場合、その理由	有無	意見内容
事業1	○	-	×	-
事業2	○	-	×	-
事業3	×	文部科学省が実施している展示会を承知していなかったため。	○	成果事例集を作成して関係機関に配布してほしい。
事業4	×	現在も研究開発を継続中のため。	×	-
事業5	×	同事業で販路開拓支援は実施されていないため（前述参照）。	○	海外での販路開拓に係る費用の助成をしてほしい。
事業6	○	-	○	開発した技術は、他業界へも広がりを持つものであり、農林水産省の展示会では、他業界の製品を開発して売上げ（約700万円）に結び付いた。このため、国には、展示会を積極的に開催してほしい。
事業7	○	-	○	展示会は、研究開発のPRに役に立つため、国には、より積極的に展示会を開催してほしい。
事業8 (注2)	○	-（関東経済産業局が作成した成果事例集に掲載）	×	-

事業9 (注2)	×	関東経済産業局の展示会は、販路開拓が自社では難しい企業向けのものであるため(同社は売上げあり)。	○	国には、展示会など企業とのマッチングを行う場を提供してほしい。
事業10	×	既に共同研究している企業があり、更なるマッチングを望んでいなかったため。	×	-
事業11	○	-	×	-
事業12 (注3)	○	-	○	国には、展示会への出展費用の助成又は出展費用を無料とするなどの販路開拓支援を今後も積極的に行ってほしい。
事業13	×	製品化のめどが立った段階であり、販路開拓は、今後検討するため。	○	国による販路開拓支援は、自社だけで売り込みを行うよりも商談に結び付きやすいと考えるため、国による販路開拓支援を是非行ってほしい。
合計	7	-	7	-

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 経済産業省は、前述のとおり、所管する事業8及び事業9に係る販路開拓支援については、各経済産業局に委ねている。同2事業を受託した中小企業者等の所在地を所管する関東経済産業局では、展示会への出展や成果事例集の作成を販路開拓支援として実施している。
3 事業12は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構以外が実施する展示会等の出展費用についても、研究委託期間中であれば研究成果普及費として計上することが可能であり、この場合についても、中小企業者等の費用負担は生じない。
4 「-」は、該当するものがないことを示している。

図表4-2-⑫ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行っている展示会

実施機関	独立行政法人中小企業基盤整備機構
展示会の名称	新価値創造展
実施内容	中小企業・ベンチャー企業が優れた製品・技術・サービス等を展示・紹介することにより、企業間の取引を実現するビジネスマッチングの機会を提供するイベント
開催頻度	年1回
参加事業者数	440者(27年度実績)
来場者数	49,551人(27年度実績)
参加事業者の業種	製造業、サービス業、建設・不動産業、金融・証券・保険、マスコミ関係等の各業種
実績	【27年度実績】 ①名刺交換：21,351件(48.5件/者)、②資料提供：50,089件(113.8件/者) ③商談：2,846件(6.5件/者)、④成約：97件(0.22件/者)

(注) 当省の調査結果による。